

# 告 訴 状

2016年8月10日

京 都 地 方 検 察 庁 御 中

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階

告訴人ら代理人

弁 護 士 植 田 勝 博

TEL 06-6362-8177、FAX 06-6362-8178

〒615-8174 京都市 [REDACTED]

告訴人 佐 川 久 子

電話 [REDACTED]

〒615-8174 京都市 [REDACTED]

告訴人 佐 川 眞 人

〒615-8276 京都市 [REDACTED]

告訴人 M

電話 [REDACTED]

(住所) 不明

被告訴人 後 藤 某

## 告 訴 の 趣 旨

告訴人らは、告訴の理由記載のとおり、京都市[REDACTED]地蔵院敷地内で、避妊去勢をした野良猫に餌をやっていたところ、被告訴人は、暴言、暴力的行為により告訴人らの行為を妨害したものであるところ、被告訴人は下記犯罪行為をしたものであり、厳しく起訴を求める。罪名、罰条は告訴の事実記載の通りである。

## 告 訴 の 事 実

- 1 被告訴人は、2016年7月15日午前6時30分ころ、京都市[REDACTED]地蔵院敷地内にて、野良猫に餌をやっているに対して、「野良猫に餌やりをするな」と申し向け、告訴人佐川真人の連絡を受けた告訴人佐川久子が、同現場に駆けつけたところ、被告訴人は、同告訴人らに対して、「自分が駐車場に止めているベンツともう一台、合わせて2300万円相当の車を野良猫によって傷つけられた。これは餌を与えている告訴人佐川たちの責任だ。餌やりするな。車の弁償をしろ。」と言い、「地蔵院も場所を貸しているなら、共犯で同罪だ」「告訴人佐川の家の前を、ぐちゃぐちゃにしてやる。」「ぶっ殺す。これから野良猫を見たらひき殺す。」と大きな声で言い、告訴人佐川久子が、これに対して「それは犯罪です」と言うと、被告訴人は「自分は5年も10年も懲役を受けてきた、野良猫をひき殺しても死刑にはならん、5年くらい平気だ」と言った。また、被告訴人は「告訴人佐川の家と地蔵院に街宣車を送る。」「餌やりを止めないならば街宣車を送り込む。その際には20人ほど送り込む。」と申し向け、もって、人の生命、身体、自由、名誉、又は財産に対して、害を加える目的をもって人を脅迫し、告訴人らの餌やりをする権利を妨害したものである。

(強要罪 刑法223条)

- 2 被告訴人は、1項記載の言動をもって、告訴人佐川真人、同佐川久子に対して、威力（犯人の威勢などの状況から告訴人の意思を制圧するに足りる勢力をもつ

て)によって野良猫への餌やりを妨害したものである。

(威力業務妨害 刑法234条)

- 3 被告訴人は、上記1、2項の犯罪行為後、告訴人らは、やむなく、野良猫餌やりが妨害されてできなくなったので、一旦、上記地蔵院から告訴人等の自宅に帰ろうとしたところ、告訴人らに対して「告訴人佐川宅について行く」と申し向けて、これを拒否する告訴人の意思を無視して、告訴人らの横について、告訴人佐川らの家までついて来て、不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方で告訴人佐川真人、告訴人久子につきまとったものである。

(軽犯罪法第1条28号違反)

- 4 被告訴人は、2016年7月16日午前5時30分ころに、上記地蔵院で、野良猫に餌やりをしていた告訴人佐川真人に対して「猫に餌をやるな」と怒鳴り、告訴人佐川真人と、同人の連絡を受けて同現場に駆けつけた告訴人佐川久子に対して、「野良猫に餌をやるな」、「車の修理代として50万円を払え」と申し向け、もって、人の生命、身体、自由、名誉、又は財産に対して、害を加える目的をもって人を脅迫し、告訴人らの餌やりをする権利を妨害したものである。

(強要罪 刑法223条)

- 5 被告訴人は、4項記載の言動をもって、告訴人佐川真人と告訴人佐川久子に対して、威力をもって野良猫への餌やりを妨害したものである。

(威力業務妨害 刑法234条)

- 6 被告訴人は、2016年7月16日21時過ぎに、地蔵院駐車場で、野良猫に餌やりをしていた告訴人Mに対して、「餌やりはするなと言うとるやろ」と怒鳴りながら近づいていき、これに恐怖を感じた告訴人Mが、被告訴人の妨害行為から逃げようと自転車に乗ると、告訴人Mの前に立ちはだかり、告訴人Mの自転車のハンドルをつかんで自転車を離そうとせず、拘束をし、これらの言動をもって、告訴人らに対して、威力(犯人の威勢などの状況から告訴人の意思を制圧するに足りる勢力をもって)によって野良猫への餌やりを妨害したものである。

(威力業務妨害 刑法234条)

- 7 被告訴人は、6項記載の犯罪行為について、告訴人Mに対して、自転車に乗って逃げようとするその自転車のハンドルをつかんで行動を止めるなどして、「他人の進路に立ちふさがって、若しくはその身边に群がって立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方他人につきまとったもの」である。

(軽犯罪法第1条28号違反)

## 告 訴 の 理 由

### 第1 告訴人らの野良猫保護のTNR活動

- (1) 野良猫問題は、従来（平成10年～20年当時）年間20万匹から30万匹の猫が行政によって殺処分する行政がなされてきたところ、動物愛護管理法（「動愛法」という）の平成24年改正法において、「殺す行政」から「生かす行政」への法改正がされ、これが法律及びその付帯決議によって、同法35条の行政の引取義務について、終生飼養義務などを前提にその制限がされて、衆議院、参議院の各付帯決議8項において、「飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の同意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められない」とした。

従来、地域にいる野良猫をなくすために、猫餌やりのボランティアの人達が、避妊去勢して（「TNR」、捕まえ、避妊去勢をして、元の場所に戻す）、新たな野良猫の発生を止める努力をしてきた。これを一人、ボランティアの問題ではなく、官も、地域住民も、一体となって、野良猫をなくす活動を求めるのが付帯決議である。「地域猫」とは、もともと地域にいる猫であり、行政が、地域猫活動を公益事業として取り組む必要があり、全国の行政においては、野良猫保護とTNRの費用を公費で負担する地方公共団体は多数あり、野良猫問題の解決に取組

んでいる。

なお、上記の内、附帯決議の「飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の同意の下に管理する地域猫対策」の文言について、地域住民の同意とは、猫の好きな人も嫌いな人もいる中で、その主体も不明瞭であって、その厳密な同意はありえず、本来、無主物の動物への餌やりは他に保護法益の侵害がない限り自由な憲法上の権利である。

野良猫は行政の殺処分が禁じる国会の意志に従って、野良猫は地域にいる存在となり、その根幹は猫餌やりのボランティアの人達が進めてきた飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して野良猫をなくす活動を評価して、これを行政も地域住民も共同して行うことを進めるものである。地域住民の反対があれば、野良猫餌やりは出来ないとする法律もなければ、野良猫のみだりな殺傷や虐待（法44条）をしていいというものでは全くない。

行政の野良猫の取扱いは、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認めらず、地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民が協力をして一層の推進を図るものであり、それは公益活動である。

従来野良猫ボランティアのしてきた野良猫をなくす活動を評価して、その活動を、行政も一体となって取り組み、地域住民にも求めている。

「地域住民の同意」とは、行政が、野良猫保護、TNRを住民への啓発により共同してこの問題の解決に取り組むことを求めるものである（同法3条）。

行政、その他公益機関は、警察においても、動物の命と人と動物の共生を基本原則（動愛法1条、2条）として、「野良猫問題が大きければ、猫がきれいなら、減らすために協力してください」と呼びかけて、近隣への協力を求め、啓発をする責任がある（同法3条）。

## (2) 告訴人らの野良猫餌やり

告訴人らは、京都市[ ]地蔵院敷地内周辺にいた地域の野良猫

を、同法の趣旨によって野良猫問題を解決をする活動をしていた。

平成26年野良猫の餌やりとTNRを始めた当時、当初32匹の野良猫がいた。これらを避妊、去勢し、その後、同野良猫の内、里親に出し、死亡し、自分達で一部を飼養して、現在、13匹までに減らしてきた。この活動は、公益活動として、全国各地において、市町村が、これを支援するために、避妊去勢費用を一部負担をして推進しており、京都市も、その支援をしている。本件については、告訴人らが自腹を切ってTNRをし、野良猫減少の努力をしてきた。

当初の野良猫以降、新たな野良猫の増加はなく、着実に成果を上げてきた。

(3) これについて、被告訴人は、許し難い暴力的行為を繰り返して、その妨害行為をし、本件告訴事件の犯罪を犯した。

同犯罪行為については、警察においても、その不法な犯罪行為を放置し、この公益活動を犯罪行為として取締りの対象として規制をしたが、これは警察の職務上の正当行為とは認め難くその共犯とも言えるものである。

警察官への法的手続は別途する。

## 第2 告訴人佐川の事件1

1 2016年7月15日午前6時30分ころに、京都市 [REDACTED] 地蔵院敷地内で告訴人佐川眞人が野良猫に餌をやっていると、被告訴人が、告訴人に「猫に餌をやるな」と怒鳴り、警察を呼んだ。告訴人佐川久子は夫告訴人佐川眞人から電話で現場に駆けつけた。

被告訴人は、告訴人らに「自分が駐車場に止めているベンツともう一台、合わせて2300万円相当の車を野良猫によって傷つけられた。これは餌を与えている告訴人佐川たちの責任だ。餌やりするな。車の弁償をしろ。」「地蔵院も場所を貸しているなら、共犯で同罪だ」「告訴人佐川の家の前を、ぐちゃぐちゃにしてやる。」「ぶっ殺す。これから野良猫を見たらひき殺す。」と大きな声で言った。告訴人佐川が、「それは犯罪です」と言うと、被告訴人は「自分は5年も1

0年も懲役を受けてきた、野良猫をひき殺しても死刑にはならん、5年くらい平気だ」と言った。また、被告訴人は「告訴人佐川の家と地蔵院に街宣車を送る。」「餌やりを止めないならば街宣車を送り込む。その際には20人ほど送り込む。」と申し向けた。

被告訴人の警察への連絡により、警察は2台のパトカーで5人警察官が来た。警察は、当事者からの事情聴取をするについて、告訴人佐川夫婦と被告訴人を別々にしないで一緒に実情を聴取したが、上記の被告訴人の発言について、警察は、一切制止をしなかった。

他方、警察官は「野良猫の餌やりは地域が認めないと出来ない。」と告訴人佐川に対して言い、警察官全員が「餌やりを止めるように」と言った。告訴人佐川は、「街宣車を呼ぶのは違反ではないですか」と問うと、女性警官（山本氏）は、「主張する自由がある」と答えた。

上記の被告訴人の言動によって、その後の猫餌やりができなくなって業務の妨害をされた。

## 2 被告訴人の犯罪

- ① 野良猫の餌やりは、基本的に自由な人権であり、地域にいる野良猫の餌やりは動物保護の行為で、他の権利を侵害しないかぎり、正当な行為であるとともに、特に、告訴人らの行為は、上記の通り、野良猫餌やりは、TNRをしてその保護をして野良猫をなくすという、動愛法の野良猫問題解決のための公益活動であって、これは法的に保護されるべき行為である。
- ② これに対して、被告訴人は告訴人ら夫婦に対して、「野良猫に餌やりをやるな」、「自分が駐車場に止めているベンツともう一台、合わせて2300万円相当の車を野良猫によって傷つけられた。これは餌を与えている告訴人佐川たちの責任だ。車の弁償をしろ。」などと申し向け、「地蔵院も場所を貸しているなら、共犯で同罪だ」「告訴人佐川の家の前を、ぐちゃぐちゃにしてやる。」「ぶっ殺す。これから野良猫を見たらひき殺す。」と大きな声で言い、「自分は5年も1

0年も懲役を受けてきた。野良猫をひき殺しても死刑にはならん。5年くらい平気だ」、「告訴人佐川の家と地蔵院に街宣車を送る。」「餌やりを止めないならば街宣車を送り込む。その際には20人ほど送り込む。」などと申し向けて、告訴人らを脅して餌やりを止めさせた。

ベントは器物損壊であり、故意犯であって、野良猫の行為はこれにあたらぬ。また、野良猫は誰も管理者がいるわけでもなく、不法行為でもない。

- ③ 上記の被告告訴人の言動は、刑法223条（強要）の、「生命、身体、自由、名誉、又は財産に対して、害を加える目的をもって人を脅迫し、又は暴行を用い人をして義務なきことを行わしめ、又は行うべき権利を妨害した」と言うものであり、告訴人らに対して害を加える目的をもって脅迫（畏怖心を生じさせる意思で、生命等の害を加える告知によって成立）し、告訴人らの自由に餌やりをする権利を妨害したものである。少なくとも、刑法222条（脅迫）「生命、身体、自由、名誉、又は財産に対して、人を脅迫する行為」にあたる。
- ④ また、被告告訴人の、告訴人らの動愛法の趣旨に沿った猫餌やりの正当な権利ないし公益的正当行為を、上記言動をもって、刑法234条の、威力（犯人の威勢などの状況から告訴人の意思を制圧するに足りる勢力を言い、現実には告訴人の自由意思が制圧されたことを要しない。）によってその行為を妨害したもので、威力業務妨害にあたる。
- ⑤ また、被告告訴人の、「ぶっ殺す」「ひき殺す」などと申し向けたが、殺人ないし動物愛護管理法44条1項の「みだりな殺傷」罪の犯罪をすると申し向けるものであり、被告告訴人の「告訴人佐川の家と地蔵院に街宣車を送る。」「餌やりを止めないならば街宣車を送り込む。その際には20人ほど送り込む。」と申し向けたが、これは、典型的な右翼ないし暴力団などのアウトローの組織がする、音声による暴力的、脅迫的行動であり、名誉・信用毀損などを含む犯罪、ないし不法行為である。京都市条例「拡声機による暴騒音規制に関する条例」に違反する犯罪行為をすると申し向けたものである。



⑥ ちなみに、被告訴人の「自分が駐車場に止めているベンツともう一台、合わせて2300万円相当の車を野良猫によって傷つけられた。これは餌を与えている告訴人佐川たちの責任だ。餌やりするな。車の弁償をしろ。」との主張は、野良猫への餌やりとは、野良猫は所有者のいない動物であり、餌やりをした動物の行為によって被害を受けたとしても、餌やりと被害には因果関係はない。野良猫はそもそも従来からその地域にいるもので、その環境は地域の住人が共生をし、野良猫の被害は、基本的に受任限度の範囲内のことである。

被告訴人の告訴人らに対する「車の弁償をせよ」との申し向けは、脅しによる根拠のない請求であって恐喝罪に当たる。

また、自動車の傷の被害とは、まさにやくざの脅しの常套手段であるが、告訴人らには自動車の傷について、故意もなく、器物損壊罪（故意犯）にもあたらず、何らの犯罪でもない。

### 3 同日の被告訴人の告訴人らに対する犯罪行為

被告訴人は、上記1項の犯罪行為後、告訴人らは、やむなく、被告訴人の脅迫の言動によって、一旦家に帰ろうとしたとき、被告訴人は告訴人らに対して「告訴人佐川宅について行く」と申し向けて、これを拒否する告訴人の意思を無視して、告訴人らの横について、告訴人佐川の家までついて来たが、これについて、警察は何らの抑止ないし制止をしなかった。

被告訴人の告訴人らに対する地蔵院から告訴人自宅まで、つきまとって来ることは、やくざがその自宅を確認をして「身体や家をグチャグチャにしてやる」との言動を含めて、畏怖等をする言動がなされたが、少なくとも、軽犯罪法第1条28号の「他人の進路に立ちふさがって、若しくはその身边に群がって立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方他人につきまとったもの」との犯罪行為にあたるものである。

## 第3 告訴人佐川の事件2

1 2016年7月16日午前5時30分ころに、告訴人佐川眞人が餌をやりに行ったところ、被告訴人が告訴人に対して「猫に餌をやるな」と怒鳴り、電話で警察を呼んだ。告訴人佐川眞人からの連絡で告訴人佐川久子も現場に行った。

被告訴人は、威力を示して、怒鳴るように「野良猫に餌をやるな」と言った。

また「車の修理代として50万円を払え」と申し向けて、野良猫餌やりを中止をさせて妨害したものである。

このときに、警察はパトカー2台、バイク2台、警官7～8人で来た。来た警察官は「警察は野良猫に餌をやりたければ家に持って帰れ」「この活動は良いことをしているかも知れないが、人間に迷惑をかけている。人に迷惑をかけることが大事だ」と言って、被告訴人の犯罪行為を止めなかった。

警察の行為は、市民の正当な権利を守らず、犯罪行為を放置し、さらに、違法な言動を申し向けた。

2 被告訴人の行為は、次の犯罪行為にあたる。

① 上記の被告訴人の言動は、刑法223条（強要）の、「生命、身体、自由、名誉、又は財産に対して、害を加える目的をもって人を脅迫し、又は暴行を用い人をして義務なきことを行わしめ、又は行うべき権利を妨害した」と言うものであり、告訴人らに対して害を加える目的をもって脅迫（畏怖心を生じさせる意思で、生命等の害を加える告知によって成立）し、告訴人らの自由に餌やりをする権利を妨害したものである。少なくとも、刑法222条（脅迫）「生命、身体、自由、名誉、又は財産に対して、人を脅迫する行為」にあたる。

② また、被告訴人の、告訴人らの動愛法の趣旨に沿った猫餌やりの正当な権利ないし公益的正当行為を、上記言動をもって、刑法234条の、威力（犯人の威勢などの状況から告訴人の意思を制圧するに足りる勢力を言い、現実には告訴人の自由意思が制圧されたことを要しない。）によってその行為を妨害したもので、威力業務妨害にあたる。

#### 第4 告訴人Mの事件

1 2016年7月16日21時過ぎに、告訴人Mが、地蔵院駐車場で猫の餌やりをしていると、刺青を入れた被告訴人が「餌やりはするなと言うとるやろ」と怒鳴りながら近づいて来た。

告訴人は、被告訴人の妨害行為から逃れようと自転車に乗ると、告訴人Mの前に立ちはだかり、告訴人Mの自転車のハンドルをつかみながら警察に通報した。被告訴人が前に立ちはだかり自転車を離そうとしなかったため、逃れようと、自転車を揺さぶったが、被告訴人は、凄い力でつかんで離さなかった。そして、警察に餌やりを捕まえたからすぐに来てくれと話していた。

警察は、告訴人Mが「怖いと思って被告訴人が告訴人の自転車のハンドルを掴んで拘束をしたので、告訴人が自転車をゆすぶっただけである。故意に何かしようとした訳ではない」との説明をしたがこれを無視すると共に、告訴人Mの野良猫餌やりの正当な行為について、告訴人Mを犯罪被疑者として扱い、自転車を撮ったり、登録番号を調べたりし、実況見分をし、強行な取調などを行った。

#### 2 被告訴人の犯罪行為

- ① 被告訴人の行為は、告訴人の、野良猫の餌やりは、上記の通り、基本的に自由な人権であり、告訴人Mの野良猫餌やりは、動愛法の野良猫問題解決のための公益活動であるところ、上記「餌やりはするなと言うとるやろ」と怒鳴り、告訴人Mの自転車のハンドルをつかんで動かないように拘束状態にしたもので、刑法234条の威力業務妨害（「犯人の威勢、人数、及び四圍の状況から告訴人の意思を制圧するに足りる勢力を言い、現実には告訴人の自由意思がされたことを要しない。」）の行為にあたる。
- ② 被告訴人の告訴人Mに対するハンドルをつかんで行動を止めるなどの行為は、軽犯罪法違反（第1条28号）、「他人の進路に立ちふさがって、若しくはその身边に群がって立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方他人につきまとったもの」との犯罪行為にあたるものである。

## 第5 被告訴人の犯罪行為と強い反社会行為

### 1 告訴人らの被害

被告訴人は、執拗に、野良猫は地域にいる存在となり、野良猫の保護とTNRによって動物の保護と野良猫問題の解決をする行為をしていた告訴人らに対して、まさに、野良猫を餓死させるように追い込み（同法44条）、野良猫を保護する弱い市民に対して、脅しや、強制力をもって、嫌がらせ、いじめをする類いの行為である。

このような弱者や動物いじめは、人へのいじめ、人への犯罪と共通する。これが人と動物の命への共通の犯罪性を持つものである。動愛法が、次の規定を置くこともその所以である。

同法1条（目的）は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な 取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の酒(かん)養に資する、とするものである。

同法2条(基本原則)は、動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならぬ、とする。

従来野良猫ボランティアのしてきた野良猫をなくす活動を評価して、その活動を、行政も一体となって取り組み、地域住民にも求めているのが動愛法である。

動愛法は、野良猫餌やり、TNRを妨害するために活動することは一切認めない。推進をするためのものである。

2 京都市条例は、マナーの条例であって犯罪規制ではない。全国から京都市条例は動物愛護法に反する「野良猫餌やり禁止条例」と言われているが、その条例においても、同条例は、具体的な環境被害が発生しない限り、規制されるものでは

なく、野良猫保護をすべきことを基本とする。具体的被害が生じたときにも、指導、勧告、命令として処分がされて、命令に違反したときに始めて行政罰（5万円以下の過料）となる。刑事罰や犯罪性は一切ない。

- 3 被告訴人の本件犯罪行為は上記法律の趣旨からしても放置できるものではなく、また、警察、行政において、自治会の同意や了解がない限り、餌やりが禁止されるとの本件措置は、法律上の根拠は皆無であるとともに、動愛法、付帯決議、京都市条例に明らかに反する不法行為である。
- 4 なお、本件は、所轄西京警察が、動物愛護法及び京都市条例に反する、野良猫餌やりを犯罪行為として取締りの捜査をし、被告訴人に対する適正な捜査と告訴手続が期待できない状況において、京都地方検察庁への告訴をするものである。

#### 添 付 書 類

一 告訴人佐川久子陳述書	1 通
二 告訴人M陳述書	1 通
三 地域猫（野良猫保護）と公益	1 通